

設置当初の屯田兵による北海道防衛に関する一考察

門松 秀樹

東北公益文科大学総合研究論集第三十九号 抜刷

二〇二二年一月三十一日発行

設置当初の屯田兵による北海道防衛に関する一考察

門松 秀樹

はじめに

一八世紀末のラクスマンの根室来航以降、千島列島や樺太など、いわゆる北蝦夷地を中心に日露間において小規模な衝突が発生すると、江戸幕府においてもその対策が検討されるようになった。特に、ロシアに南下の意図があることを察した幕末期以降、蝦夷地（北海道）はロシアとの国境問題などにより、「北門の鎖鑰」として、その防衛体制の確立が重要な課題となっていた。かかる緊張した状況は明治維新以後も変わらず、明治八年（一八七五）の樺太・千島交換条約により日露間の国境が確定されるまで継続した。

一方、明治政府によって設置された開拓使において、明治四年以降、実質的な責任者となっていた開拓次官の黒田清隆は、北海道の防衛と開拓を推進すべく屯田兵の設置を実現する。

本稿においては、開拓使の管轄下にあった明治一〇年代前半期の屯田兵を対象に、屯田兵が北海道の防衛においてどのように位置づけられていたのか、屯田兵設置に際しての関係各省の間の審議を踏まえて考察を進めるとともに、ともしれば二線級部隊と見なされてきた屯田兵の戦力について、その装備などを中心に再検討を行いたい。その結果として、

屯田兵設置が北海道の防衛においていかなる意義を有したのかを論じていきたい。

一 屯田兵の設置をめぐる諸省の動向

(一) 黒田清隆による屯田兵設置の建議

明治六年十一月、開拓使次官の黒田清隆は北海道の開拓方針に関する建議において、以下のように屯田兵の設置を提言した（引用史料については、適宜旧字体を新字体に改めた上で句読点を追加している―筆者註）¹。

北海道及樺太ノ地ハ、当使創置以來専ラカヲ開拓ニ用ヒ、未タ兵衛ノ事ニ及ハス。今ヤ開拓ノ業漸ク緒ニ就キ人民ノ移住スル者モ亦随テ増加ス。之ヲ鎮撫保護スル所以ノ者無カルヘカラサル。況ンヤ樺太ノ國家ノ深憂タルハ固ヨリ論ヲ待タス。故ニ今日ノ急務ハ軍艦ヲ備ヘ兵營ヲ置クニアリ。抑モ管内鎮台ノ設ケ自ラ府県ノ法ニ準シ施行アルヘシト雖モ、其ノ全備ヲ求ムレハ費用甚鉅ナリ。容易ニ弁スヘキニアラス。今略屯田ノ制ニ倣ヒ民ヲ移シテ之ニ充テ且耕シ且守ルトキハ開拓ノ業封疆ノ守リ両ナカラ其使ヲ得ン。…（中略）…旧館県及ヒ青森酒田宮城県等士族ノ貧窮ナル者ニ就テ、強壯ニシテ兵役ニ堪ルヘキ者ヲ精選シ、挙家移住スルヲ許シ、札幌及ヒ小樽室蘭函館等ノ處ニ於テ家屋ヲ授ケ金穀ヲ支給シテ産業ノ資クル別ニ載スル處ノ如シ…（以下略）

黒田は明治三年五月に樺太専任の開拓使次官に就任して以来、北海道の開拓についてたびたび建議を行い、明治三年

一〇月のいわゆる「十月建議」において、一年間に一〇〇万円の子算を一〇年間にわたって集中的に北海道開拓に投じることによって北海道の開拓を推進し、本州と同様の統治を可能にすべきことや、北海道本島の開拓に集中するために樺太を放棄すべきこと、外国人顧問をはじめとして適切な人材を登用すべきことなどを示し、政府による北海道開拓方針の決定に大きな影響を与えていた。² 明治四年一月から五月まで欧米諸国を外遊した際には、開拓使の顧問として元アメリカ農務省長官のホーレス・ケプロンの招聘に成功している。同年一〇月に開拓使長官であった東久世通禧が侍従長に転ずると、次官のままで開拓使における事実上の最高責任者となり、自らが「十月建議」で示した方針に従って北海道の開拓に積極的に取り組んでいる。³

さて、黒田が屯田兵の設置を建議した理由としては、当時、日露和親条約によって両国雑居地と定められ、国境を設定していなかった樺太で発生する日露両国民間の紛争への対処を最初に挙げている。樺太においては、ロシア側が樺太における日本側の拠点であった久春古丹（後の大泊、現在のコルサコフ―筆者註）の北隣の函泊の日本人居留地を占拠して兵營の建設を行っていたほか、これに抗議した外務省の職員の身柄がロシアによって拘束されるなど、両国間の緊張は増加しつつあった。特に、明治六年四月には、函泊で発生した火災の消火活動をロシア兵が妨害した上で日本側が備蓄していた薪や漁番小屋に放火するなど、「函泊事件」と呼ばれる紛争が発生していた。⁴ 「十月建議」以来、樺太放棄論者とされていた黒田は、かかる状況を受けてロシアへの対抗と現地の治安維持のために同年九月には樺太への派兵を建議し、さらに屯田兵の設置を建議したと考えられる。

もともと、黒田の屯田兵設置や樺太派兵論については、いわゆる「征韓論」をめぐる西郷隆盛と大久保利通という同郷の先輩にして薩摩閥の有力者の対立が極めて深刻化しており、西郷の関心を朝鮮半島問題から逸らすことで対立の緩和を図ろうとした一種の牽制策であるとする見解もある。⁵ しかし、黒田による明治六年十一月の建議によって政府は屯田兵の設置を本格的に検討し、同年一二月二五日に屯田兵設置許可が開拓使に達せられている点に鑑みれば、黒田

の建議が西郷の征韓論に対する牽制を目的とする形式的なものではなかったと考えることができよう。

なお、黒田による屯田兵設置の建議においては、「旧館県及ヒ青森酒田宮城県等士族ノ貧窮ナル者」から、「強壯ニシテ兵役ニ堪ルヘキ者ヲ精選」して、北海道に家族とともに移住させ、土地・家屋や農業に必要な初期資金を与えた上で定住を図るとしており、いわば戊辰戦争等で疲弊した東北地方における士族階層に対する授産事業としての目的を有していたことが窺えよう。黒田の屯田兵設置に関する構想は、明治四年八月の大久保宛書簡において確認することができ、その際には、御親兵の創設に当たって必要となる経費一八〇万円について、「右半分ヲ以テ蝦夷地ヘ屯田同様之振合ニテ植民仕候」と、御親兵設置経費の半額を屯田兵設置に振り向けるべきことを主張し、「斗南八千人は初メ家作農具一切ノ入費三ヶ年分六拾二万六千両余ニ相成申候」と、会津戦争後に懲罰的に下北半島に移住させられていた斗南藩士族を北海道に移住・定着させるために必要な三年分の初期経費が六二万六〇〇〇円あまりの見込みとなることなど、このときは主として斗南藩士族の救済政策として屯田兵を活用すべきことを述べている。

(二) 屯田兵設置をめぐる諸省の動向

1 陸軍省の動向

黒田より屯田兵設置の建議が政府に提出されたことで、関係各省の間で討議が進められた。まず、最も関係が深いと考えられる陸軍省の反応を確認する。

黒田の建議に対して、陸軍省は明治六年一二月に「陸軍省意見」としてその見解を示した。⁷ まず、屯田兵の設置自体については、「北海道ハ北門ノ鎖鑰」として北辺防衛の重要性そのものは認めている。しかし、「從來未タ曾テ兵備ナ

キノ地」である北海道に、急速に大規模な兵力を展開することはロシアとの緊張をかえって高めることになることを懸念している。また、陸軍としての国土防衛体制構築に関する基本方針としては、まずは「中心要衝ノ地ニ厚ク」して、その後「四末ノ地ニ及ホス」ことを示している。つまり、北海道は北辺防衛における要衝ではあるが、本州の重要地点と比較すれば「末」であり、「勉メテ内地ヲ堅クシ四周敵ニ応スヘキノ備ヲナシ、陸統絶ヘサルノ本ヲ厚ウスルニ在リ」と、本州の防衛を優先すべきとしているのである。

北海道においては、外国の侵攻を受けた場合は、「我必ス戦ハス引テ山窪ノ間ニ蟄シ、敵去レハ其翼ヲ撃チ其尾ヲ踵ミ以テ其遺判ヲ制シ、勉メテ持久ノ計」を図るべきであるとして、いわゆる遊撃戦を中心とする侵攻軍に対する遅滞戦術を展開して本州からの来援を待つことを基本とするということが「陸軍省意見」に示された北海道防衛の基本方針であった。

このため、北海道に配備するのは、「屯田漁獵ノ法」で自活し、「小戦山闘ノ術」、すなわち遊撃戦術の訓練に習熟した「僅少ノ軍」に留めるべきというのが陸軍省の意見であり、一定期間を経過して本州の防衛体制が十分に構築されて後に、「移住ノ丁壮ト土人ノ丁壮」、すなわち本州より移住した人々とアイヌの人々から成る「後備ノ軍」を配備するという方針を示している。ここでは、北海道に配備すべき部隊はあくまでも二線級部隊としているのである。

なお、北海道の防衛については、明治四年八月に西郷が「箱館へは鎮台召し建て」ることを提議したことが屯田兵設置にかかわる問題の発端となっていると考えられる⁸。西郷の構想では、ロシアの南下に十分に對抗するためには、本州において設置された、東京・仙台・名古屋・大阪・広島・熊本の各鎮台と同様に歩兵二個連隊を基幹とする五〇〇〇名以上の正規軍部隊を函館に配備すべきことが述べられており、陸軍省の防衛方針とはかなり異なる構想であったことが分かる。もともと、西郷の函館鎮台構想は、明治六年の政変により西郷自身が下野したことで消滅しており、代わって黒田による屯田兵設置構想が本格的に政府内において討議されることになる。

なお、開拓使に対して屯田兵設置が許可された後も、兵員の訓練などについては陸軍省と協議することとされており、明治七年五月に再び陸軍省は屯田兵に対する見解を「陸軍省答議」として示した。陸軍省は、「平常ノ兵ヲ募リ候テハ一卒ニテモ開墾ノ口実ニ相成候」と、通常編制の陸軍部隊を北海道に配備することはロシアを刺激し、紛争の口実とされかねないことを懸念し、「屯田憲兵ヲ被置為候方尋常ノ屯田兵ヨリモ勝リ候」と、あえて憲兵として警察機能を有する軽装の部隊に限定すべきことを主張している。なお、陸軍省は、開拓使次官の黒田が陸軍少将を兼ねることで屯田兵の管理を行うことを提案し、訓練等は陸軍が担当するが、屯田兵は開拓使次官である黒田の管轄下に置いて、正規の陸軍部隊とは異なることを明らかにしてロシアを刺激することを避けるべく配慮している。

明治七年一〇月三〇日に達せられた「屯田憲兵例則」は、かかる陸軍省の主張を反映したものとなり、屯田兵は「徒兵憲兵ニ編制シ有事ニ際シテ速カニ戦列兵ニ転スルヲ要ス」とされ、平時は憲兵として勤務し、有事に際しては「戦列兵」、すなわち通常の陸軍部隊として再編制を行うこととされた。¹⁰

また、「屯田憲兵例則」が定める屯田兵の編制は、三個大隊をもつて一個連隊を編制することとされたが、一個大隊は二個中隊、一個中隊は二個小隊から成るなど、鎮台の歩兵連隊と比べるとやや小規模の編制となった。

2 海軍省の動向

黒田は、屯田兵の設置に当たって北辺の防衛や兵員の輸送などのために、海軍に対して軍艦二隻を北海道に配備するように要請している。このため、黒田の屯田兵設置の建議に対して海軍省もまた明治六年一二月に「海軍省答議」として、以下のような意見を示した。¹¹

(前略)：抑北海道ノ如キハ我北方ノ障壁門戸ニ有之候ヘハ、必ス之レカ鎖鑰ヲ施シ以テ保護ノ設ケナクンバアルベカラス。別テ今日ノ形成ニ在テハ、益以テ保土護民ノ道嚴備ナラサルベカラサル固ヨリ所不埃論也。然ル處、今般開拓使建言ノ趣、農兵屯田ノ制ハ至当ノ儀ト存候間、其通り御允裁相成リ可然。：(中略)：然レトモ方今巨大ノ御入用有之候折柄ニ付、差向ク處、平素軍艦二艘ヲ回置ン。北海一ト通りノ御警備相立候様致度、実ニ同方ノ儀ハ一月モ荏苒再放過スヘキニ無之候間、断然御決議ノ上、速ニ御許可相成度。：(以下略)

まず、屯田兵の設置そのものについては、「至当ノ儀ト存候」と賛意を示している。しかし、黒田の要求である軍艦二隻の配備については、経費の手当てが必要である旨を述べ、軍艦二隻を一年間の期間で北海道に派遣した場合、合計で一五万五三七〇円六九銭の経費が必要となるとしている。因みに、黒田による屯田兵のための必要経費の見積もりでは、一五〇〇名の屯田兵が一家四人で北海道に入植した場合、三年間で六八万二六七〇円二〇銭が必要になるとしていることと比較すると、海軍の要求する軍艦二隻の北海道派遣の経費は、屯田兵入植の経費に匹敵する巨額の経費であるといえる。なお、政府内においては、内史による審議の結果、黒田の見積もりによる屯田兵の経費に加え、海軍省の提出した軍艦派遣に関わる経費の見積もりについても全額を承認すべきことが稟議されており、屯田兵の設置と千島・樺太地域の防衛の重要性が認識されていたことが窺える。

3 外務省とロシア公使館

屯田兵設置の計画は、北方における紛争の相手と目されているロシアを刺激した。駐日ロシア代理公使のオラロフスキーは、明治七年四月一日付書簡で外務卿寺島宗則に対して屯田兵設置に関する風聞の真偽の確認を行っている。¹²

日本政府が「蝦夷島へ総員六千ノ兵員ヲ送ラント企テ其中二千人ハサカレン島ニ屯営スル為也」との風聞が東京や横浜で流布しているが、「本國政府へ報知スルヲ得サル程ノ虚説」なのかどうか、真偽を確かめたいとしている。そして、虚説ではあるが、こうした風評を鎮めるために、「此拙簡并閣下ヨリ賜ハラン処ノ貴答トヲ内外ノ新聞紙ニ出版」したいと述べている。日本による樺太派兵が行われぬことについて外務卿である寺島の言質を取り、その上でそれを日本の国内外に報道を通じて発表することを求めるなど、屯田兵が樺太に駐留するか否かについてロシア側が非常に神経をとがらせていることが窺えよう。

かかるオラロフスキーの問い合わせを受けた外務省は、その翌日に開拓使に対して屯田兵に関する照会を行い、六〇〇〇名の屯田兵のうち二〇〇〇名を樺太に配備するという風説について、「全虚説トハ存候へ共、若哉札幌表へ鎮台ニテモ被差置候都合ニモ有之」と、虚説ではあるが、もし、屯田兵ではなく札幌に鎮台を設置して陸軍の正規部隊を配備する計画があり、それが誤って伝わっているといったことがないかどうか確認をしておきたいとしている。¹³ 外務省も陸軍省と同様に、ロシアとの軍事的な衝突の発生を懸念しているとみることができよう。

外務省の照会に対して開拓使は、一年間に五〇〇〇戸の計画で三年間にわたって屯田兵を募集し、一家を四人と見込むと、家族を含めて六〇〇〇人が北海道に移住するという話を、六〇〇〇人の兵士を北海道に派兵する計画と間違ったものと考えられるので、ロシア公使に正しく伝えてほしいと回答している。その後、外務省からの返信を受けたオラロフスキーは、日本に樺太出兵の意図がないことを確認するために、寺島との間の往復書簡の内容を、当初の予定通り内外の新聞に公開する旨を改めて外務省に伝え、外務省もこれを承諾している。

もつとも、外務省は樺太派兵の有無をめぐるロシアとの摩擦を除くと、屯田兵の設置自体については、「別ニ異存無之」と、特に異存はないとしている。陸軍省、海軍省の対応などとあわせて考えると、明治六年の段階では、開拓使と関係各省の間に屯田兵を設置して北辺の安全を図るといふ基本方針については合意が形成されていたとみることができよう。

二 屯田兵とその装備

(一) 屯田兵の入植

明治七年一〇月三〇日の「屯田憲兵例則」の公布により、屯田兵の募集が開始された。初年度の明治七年は、館・青森・酒田の三県の士族を対象として各県より六二名ずつ、合計一八六名の募集を行った。翌八年は、宮城・青森・酒田・置賜・岩手・秋田の六県に募集地域を拡大し、さらに士族だけでなく平民も対象とするなど、募集対象の拡大も行った。計画では、六県で合計九六〇名を募集することになっていたが、屯田兵として札幌近郊に入植する者には住居と養蚕関係の必要器具一式を、函館近郊に入植する者には住居と麻苧栽培関係の必要器具一式を与えるとしていたため、屯田兵入植のための予算が不足し、開拓使は政府に対して募集人員を減ずることを申し出ている。¹⁴⁾

こうした予算上の制約などもあり、明治一〇年までに実際に北海道に入植した屯田兵は、第一大隊の五五七名に留まっていた。「屯田憲兵例則」では、屯田兵は三個大隊から成る一個連隊を総兵力とすることとしており、その人員は士官・下士官・兵の全てを合わせて一六七二名であったが、実際にはその三分の一に留まっていた。

黒田の構想では戊辰戦争で打撃を受けた東北諸藩の士族救済が念頭にあったと考えられるが、屯田兵に応募する士族の人数が不十分であったため、平民を対象を拡大せざるを得なかったのだろう。しかし、実際には明治一〇年の段階で当初の予定の三分の一の人員に留まっていたこともあり、明治一〇年に「屯田予備兵条例」を定め、後方予備兵力としての屯田予備兵六六四名を追加で募集している。「屯田予備兵条例」は明治一四年に廃止され、正規の屯田兵が充足されていくことになるが、設置当初の屯田兵は、予備兵と合わせても一二〇〇名程度の兵力に留まっていた。

(9) 設置当初の屯田兵による北海道防衛に関する一考察

(二) 屯田兵の装備

陸軍省の防衛方針では、北海道に配備される兵力は「後備ノ軍」を想定していたこともあり、屯田兵は陸軍の正規部隊である鎮台の歩兵と比較すると二線級の部隊という印象を持たれがちであるが、果たして屯田兵は二線級部隊であったのかどうか、その装備を手掛かりとして考察したい。屯田兵の装備については、開拓使管内の統計記録である『開拓使札幌本庁管内一覽概表』に記載の「屯田兵備銃」に基づいて整理したのが表『開拓使札幌本庁管内一覽概表』に見る屯田兵の装備である。

同表は、早稲田大学図書館所蔵の『大隈文書』に収められていた明治一一年から一三年までの『開拓使札幌本庁管内一覽概表』における三年間の統計資料に基づいている。¹⁵⁾

なお、同表に掲載されているすべての銃砲を屯田兵が実際に使用していたということではないと考えられるが、装備数が一〇〇丁を超えている銃砲については、屯田兵の主要装備として採り上げておきたい。

まず、最も数が多いのは「レミントン銃」であり、二年間を通じて一五七二丁で変化がないことから、屯田兵の主力小銃であったと推定できる。なお、この「レミントン銃」とは、アメリカのレミントン社が開発・製造した後装式単発施条銃であり、「M一八六七 レミントンライフル」として知られている。アメリカ陸軍の制式採用小銃とはならなかったが、スウェーデンやノルウェー、デンマークなどの北欧諸国の陸軍が採用している。

次に数が多い「エンピール銃」とは、英国のエンフィールド造兵廠が製造した前装式単発施条銃で、戊辰戦争の際に旧幕府軍及び新政府軍の双方で主力小銃として用いられた「エンフィールド銃」である。戊辰戦争当時の主力小銃であり、すでに旧式銃となつてはいるが大量に使用されたこともあって明治以降も多数の銃が保管されていたものと考えられる。

(明治11年)

兵器種類	数量	保有弾薬数
カントリー砲	8	148250
レミントン銃	1572	670142
六連短銃	20	3083
短スペンセル銃	57	11978
長スペンセル銃	4	
旧色付レミントン銃	177	9508
六角砲	6	300
ロケット架	6	203
エンピール銃	550	5500
フランスホート	1	59
メリケンホート	1	
短エンピール銃	39	
十六連銃	2	
鳥打銃	1	
長ゲヘール銃	47	
スナイトール銃	7	

「開拓使札幌本庁管内一覽概表」に見る屯田兵の装備

三番目に数が多い「旧色付レミントン銃」が具体的にどの銃を指しているのが明らかではなく、推測となるが、恐らく、アメリカのレミントン社が製造した前装式単発施条銃の「M一八六三 レミントンコントラクトライフル」と推定される。これは、「エンフィールド銃」と同様にミニエー弾を使用する「ミニエー銃」に分類される小銃であり、性能などは「エンフィールド銃」とほ

(明治13年)

兵器種類	数量	保有弾薬数
カントリー砲	8	148213
レミントン銃	1572	556309
六連短銃	16	2819
短スペンセル銃	58	13170
長スペンセル銃	21	
旧色付レミントン銃	177	9319
六角砲	6	300
ロケット架	6	200
エンピール銃	570	26500
フランスホート	1	20
メリケンホート	1	39
六連照尺付短銃	3	160
十六連銃	2	
鳥打銃	1	
室内射的銃	5	5000
スナイトール銃	7	140

(明治12年)

兵器種類	数量	保有弾薬数
カントリー砲	8	148250
レミントン銃	1572	649424
六連短銃	20	3083
短スペンセル銃	57	11978
長スペンセル銃	4	
旧色付レミントン銃	177	9508
六角砲	6	300
ロケット架	6	203
エンピール銃	24	
フランスホート	1	
メリケンホート	1	39
短エンピール銃	13	
十六連銃	2	
鳥打銃	1	
長ゲヘール銃	20	
スナイトール銃	6	

は同様となる。

これらの小銃のうち、屯田兵が装備したのは前述のように「レミントン銃」、すなわち「M一八六七 レミントンライフル」と考えられる。陸軍の鎮台歩兵が装備していたのは英国陸軍が一八六六年に制式小銃として採用した「スナイドル銃」となるが、「レミントン銃」と同様の後装式単発施条銃であり、性能も大きく変わらない点に鑑みると、少なくとも装備の上では屯田兵は二線級部隊ではなく、正規兵部隊と同様の水準を維持していたと考えられることができる。

さらには、屯田兵は「屯田憲兵」として設置されたため重火器である大砲は装備していないが、表「開拓使札幌本庁管内一覽概表」に見る屯田兵の装備にも明らかかとおり、開拓使管内には「カトリック砲」、「六角砲」、「ロケット架」、「フランスホート」、「メリケンホート」などの大砲が保管されている。当時の大砲の呼称が現在のものと異なるため、それぞれのような大砲を指しているのかは推測とならざるを得ないが、「六角砲」とは、戊辰戦争において主力野砲として用いられ、その後も陸軍の主力野砲であった四斤山砲と推測される。当時の砲兵部隊の編制では、四斤山砲六門で砲兵一個小隊を編制しているため、開拓使にも砲兵一個小隊に相当する大砲が保管されていたことになる。「六管鎮台表」などによれば、当時の陸軍では、歩兵二個連隊、砲兵一個大隊、工兵一個大隊を基幹として鎮台は編制されており、砲兵及び工兵の一個大隊は二個小隊で編制されていることから、屯田兵は、鎮台の半分程度の兵力を有していたと考えることもできよう。

さらに、屯田兵は鎮台兵と異なり、平時は農業等に従事していることから兵士としての戦力を低くみられることがあるが、明治一〇年の西南戦争において第一大隊を編制して総計で六四五名が出動し、山田顕義の指揮する別働第二旅団に編入されて戦闘に参加している。屯田兵は、西南戦争の終結までに八名の戦死者を出しているが、¹⁶後方配備ではなく、鎮台歩兵とともに前線での戦闘に参加しており、戦力としても鎮台歩兵と遜色がなかったことが窺える。

このように、装備や編制、西南戦争での戦闘参加の実績の点から考えると、屯田兵は決して二線級部隊ではないとみ

ることができよう。

三 北海道の防衛と屯田兵

陸軍省の防衛方針において「後備ノ軍」に位置付けられ、「屯田憲兵」として発足した屯田兵について、その実態は決して「後備ノ軍」ではなく、陸軍の正規兵である鎮台歩兵と遜色のない戦力を有していたことを前章において明らかにした。本章では、屯田兵が北海道の防衛というその設置の根本的な目的に対していかなる意義を有したのかについて考察を進めたい。

明治七年一〇月に配備・入植を開始した屯田兵は、一個連隊一六七二名を定数としたが、設置当初においては、一個大隊五五七名と六六四名の屯田予備兵から成る一二〇〇名程度の戦力に留まっていたことはすでに述べた。広大な北海道の防衛を行うには、完全編制となった一個連隊をもってしても兵力が過少であることは明らかであり、それゆえに、北海道の防衛戦力としての屯田兵は十分に検討されてこなかったと考えられる。しかし、前章においてみたとおり、戦力としての屯田兵は鎮台歩兵と比しても遜色がなかったと評価することができる。つまり、屯田兵にとって北海道の防衛のために不足していたのは規模であったといえよう。よって、本章では、屯田兵の規模が一個連隊に留められた理由について検討したい。

まず、陸軍省は、黒田による屯田兵設置の建議に対して、本州の防衛を優先すべきことを述べているが、これは、徴兵制の開始により、明治六年は六鎮台制に基づいて陸軍部隊の再編制に着手した時期でもあり、それ以前の士族志願兵である壮兵を中心とする陸軍の規模を大幅に拡充しなければならなかったことが背景にあると考えられる。約八〇〇〇

名であった陸軍の兵力を平時編制において四倍弱となる三万一六八〇名まで拡大せねばならず、多額の経費が求められたことは明らかである。このため、北海道にも軍管を置くことは予定されていたが、その着手時期は、明治六年段階では未定であった。ゆえに、まず、陸軍に課された予算的な制約により、北海道に配備する屯田兵を小規模なものに留めなければならなかったと考えられる。北海道に本州と同様の規模となる部隊が配備されるのは、屯田兵を改組・拡充した第七師団が札幌において編制された明治二年五月を待たねばならない。

次に、陸軍省及び外務省が懸念しているロシアとの北方における紛争の誘発という問題が考えられる。樺太における日露両国の紛争は、幕末以降すでにしばしば発生しており、明治政府内においても樺太への派兵などを求めるいわば対露強硬派が存在していた。しかし、かかる日本の動向がロシアを刺激して日露間の軍事衝突を引き起こし、東アジアにおけるロシアの影響力が拡大することを懸念した駐日英国公使パークスは、明治政府に対して日露間の国力・軍事力の格差を説き、樺太の放棄を助言している。¹⁷ 明治六年の屯田兵設置に当たって、陸軍・外務両省のロシアに対する懸念にはこうした背景があると考えられる。このため、西郷が構想したような鎮台、すなわち本州と同様の陸軍正規兵による大規模な部隊の駐留は、前述の予算上の制約とも相まって避けるべき方向性として陸軍・外務両省には認識されていたのであろう。ゆえに、ロシアを刺激しない規模の部隊配備に留めることをたびたび主張していると考えられる。

一方、屯田兵が直接対峙することとなると考えられるロシアは、屯田兵の設置に対してどのような反応を示したのか。前章において見たとおり、屯田兵設置の情報を入手したロシア代理公使オラロフスキーは、外務省にその真偽を確認し、特に樺太への部隊の駐留が行われないことについて、外務卿である寺島の確約を求め、それを日本の国内外に公表することを執拗に求めている。

日露両国間の軍事力が懸絶しており、日本側の兵力配備がロシアに口実を与え、ロシアによる北方の軍事行動を誘発するという陸軍・外務両省などの懸念が実態を反映したものであれば、幕末以来、樺太から日本を排除し、実効支配を

確立しようとしていたロシアにとっては絶好の機会となったはずだが、実際には、屯田兵の樺太駐留を極度に警戒している。これは、極東、特に樺太・千島地域におけるロシア軍の配備状況と深い関係があると考えられる。同地域に配備されていたロシア軍の戦力は、樺太の函泊に本拠を移した東シベリア第四正規大隊とこれに付属する砲兵部隊一個小隊であった¹⁸。すなわち、日露間に紛争が発生した際にロシアにとつて即時投入が可能なのは、一〇〇〇名程度の歩兵部隊と五門前後の野砲に留まることである。ゆえに、オラロフスキーは樺太に「二千人」が駐留するという「風説」の真偽に拘泥したのである。戊辰戦争を経て近代陸軍を建設中であった日本陸軍は、ロシア陸軍と同様の後装式施条銃を装備して散兵戦術を基本とした訓練を受けた歩兵を中核としており、同程度の兵力が衝突した場合は、必ずしもロシアが優位とは言えない状況にあった。砲兵による支援火力が不十分なロシア軍部隊に倍する兵力を日本が樺太に駐留させるといふ風聞の真偽はロシアにとつて非常に重要であり、かかる状況からオラロフスキーは樺太派兵が行われないことの確約を寺島及び外務省に対して繰り返し求めたと考えられる。

翻って日本側からすれば、樺太配備のロシア軍部隊に拮抗する規模の部隊を北海道に配備することで、ロシアの行動を牽制することが可能であり、日本側にもロシアとの全面的な軍事衝突の意図はないことからすれば、実は、屯田兵を「憲兵」として砲兵部隊を編制から外し、一個連隊に留めたということは、当時の樺太・千島方面の実情に基づいた判断であったと考えることもできよう。すなわち、屯田兵は、極東ロシア軍やロシア軍そのものを対象とした戦力ではなく、あくまでも樺太に駐留していた東シベリア第四正規大隊への対抗を目的とした部隊であったということである。

これらより、屯田兵の設置は、当時の陸軍の財政的制約と樺太・千島方面におけるロシアとの軍事力のバランスなどに対応した適切な規模の部隊配備であり、設置当初より、北海道全土の完全防衛を目的とした部隊ではなかったとみるべきであろう。

おわりに

本稿では、屯田兵設置に際しての政府内における審議過程から、陸軍省、海軍省、外務省の屯田兵設置に対する認識を確認するとともに、『開拓使札幌本庁管内一覽概表』に記載されていた明治一一年から一三年に至るまでの「屯田兵備銃」に基づいて、その戦力としての実態の解明を試みた。その結果、屯田兵が一個連隊という「僅少」な規模に留められたことには、陸軍における徴兵制に基づく近代陸軍の確立にともなう予算上の制約が存在したことが、北辺に大規模な部隊を配備することでロシアとの紛争を誘発することを警戒する陸軍・外務両省の懸念が影響していることを改めて確認した。

しかし、駐日ロシア代理公使オラロフスキーの外務省に対するたびたびの照会などから、明治六年当時において、樺太・千島地域に配備されたロシア軍は、一〇〇〇名程度の規模である東シベリア第四正規大隊のみであり、屯田兵の規模が一五〇〇名程度に留められた理由は、むしろ、同地域のロシア軍と均衡する規模の部隊配備を意図的に選択した可能性について指摘した。

屯田兵は、北海道全土の防衛という観点からは小規模に過ぎるため、不十分な戦力という評価となるかもしれないが、設置当初の北方の状況を踏まえれば、適切な規模の戦力配備として再評価すべきであろう。

- 1 国立公文書館所蔵『太政類典』、「屯田兵設置方法并入費金別途交付附海軍省巡航」
- 2 犬塚孝明他編 マイクロフィルム版『黒田清隆関係文書（鹿児島県歴史史料センター黎明館所蔵）』 八一―一二「北海道樺太開拓に関し上陳」
- 3 逢坂信吾『黒田清隆とホーレス・ケプロン 北海道開拓の二大恩人―その生涯と業績』北海道タイムス、一九六二年、五三―五七頁。
- 4 樺太における日露間の紛争は、外務省編『日露交渉史』（原書房、一九六九年）一〇八―一一五頁に詳しい。
- 5 西郷の黒田宛書簡（明治六年九月一日、『西郷隆盛全集』第三卷、三九六―三九七頁）において、樺太出兵の審議が遅れることで「朝鮮の処迄も崩れ候ては頓と蔵がめあがり申すべきと狐疑いたし居り申し候」と、樺太出兵論が征韓論に対する牽制ではないかと西郷自身が疑っている様子が窺える。
- 6 立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』第三、マツノ書店、二〇〇八年
- 7 前掲「屯田兵設置方法并入費金別途交付附海軍省巡航」
- 8 西郷隆盛全集編集委員会編『西郷隆盛全集』第三卷、大和書房、一九七八年、一三〇―一三二頁
- 9 『太政類典』、「黒田開拓次官へ屯田憲兵総理ヲ命ス并屯田憲兵方法ヲ陸軍省ニ調査セシム附同伴ニ付魯国代理公使往復書」
- 10 『太政類典』、「屯田憲兵設置ノ条例ヲ定ム」
- 11 前掲「屯田兵設置方法并入費金別途交付附海軍省巡航」
- 12 前掲「黒田開拓次官へ屯田憲兵総理ヲ命ス并屯田憲兵方法ヲ陸軍省ニ調査セシム附同伴ニ付魯国代理公使往復書」

13 同前

14 『太政類典』、「屯田兵編製費用定額ニ超過セサル為メ人員ヲ減ス」

15 早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』『開拓使札幌本庁管内一覽概表』

16 相庭達也「屯田兵と西南戦争―屯田兵の戦没者慰霊と遺族扶助」『北方人文研究』第二二号、六一―七頁

17 秋月俊幸『日露関係とサハリン島』筑摩書房、一九九五年、一九三頁

18 麓慎一「維新政府の成立とロシアのサハリン島政策―プリアムール地域の問題に関する特別審議会の議事録を中心に―」『スラブ・ユーラシア学の構築』研究報告集 第一一号、一四頁